

# 公益財団法人福島県保健衛生協会がん基金設置規程

## 公益財団法人福島県保健衛生協会がん基金設置規程

### (設 置)

第1条 県民一体となった総合的ながん予防対策の推進に寄与するため、公益財団法人福島県保健衛生協会がん基金(以下「基金」という。)を設置する。

### (趣 旨)

第2条 基金に関しては、法令、公益財団法人福島県保健衛生協会定款及び公益財団法人福島県保健衛生協会の諸規定の定めるものの外、この規程の定めるところによる。

### (事 業)

第3条 がん予防対策として、次の事業を行う。

- (1) がん予防思想の普及啓発事業
- (2) がん検診従事者の育成に関する事業
- (3) がんに関する調査研究に対する補助事業
- (4) がん予防思想の普及啓発を行う団体等に対する補助事業
- (5) がんに関する情報提供事業
- (6) その他基金の設置目的を達成するために必要な事業

### (基金の額)

第4条 基金の額は、2億7159万5147円とする。

- 2 必要があると認めるときは、予算の定めるところにより、基金に追加して積立てをすることができる。
- 3 前項の規定により積立てが行われたときは、基金の額は、積立額相当額増加するものとする。

### (運 用)

第5条 公益財団法人福島県保健衛生協会長(以下「会長」という。)は、基金の設置の目的に応じ、基金の確実かつ効率的な運用に努めなければならない。

### (管 理)

第6条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(基金運用審議機関)

第7条 基金の事業を適正に行うため、基金運用の審議機関を設けるものとする。

2 審議機関に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経 理)

第8条 基金の管理及び運営に関する経費は、がん基金特別会計をもって経理する。

(処 分)

第9条 基金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、審議会の決議によりこれを処分することができる。

(1) がん予防対策のため、緊急にがん検診機器の整備等に関して特に必要があるとき。

(2) 経済事情の著しい変動等により財源が著しく不足するとき。

(委 任)

第10条 この規程に定めるもののほか、基金の管理その他この規程の施行に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、昭和61年5月30日から施行する。

附 則

この規程は、平成元年10月25日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年5月30日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年3月31日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年3月29日から施行する。